

アリゾナ州における領事出張サービスの開催のお知らせ

在ロサンゼルス日本国総領事館は、アリゾナ州において、領事出張サービスを行います。
領事出張サービスでは、次の3つの手続きが可能です。

- 旅券（パスポート）の発給
- 各種証明の発行（届出（婚姻届、出生届等）は取り扱いませのでご注意ください。）
- その他：在外選挙人登録、在留届提出

<日時>

- 旅券（パスポート）、各種証明

受付：令和元年（2019年）6月 15日（土） 午前8時～午後1時

お渡し：令和元年（2019年）6月 29日（土） 午前8時～午後1時

※6月15日（土）に受け付け、6月29日（土）にお渡しします。

- 在外選挙人登録、在留届受理

令和元年（2019年） 6月15日（土）、6月29日（土）の両日 午前8時～午後1時

<場所>

昨年より、新しい会場になりましたので、ご注意ください。

Four Points by Sheraton Phoenix South Mountain

10831 South 51st Street

Phoenix, AZ 85044

TEL: (480) 893-3000

本出張サービスの詳細につきましては、直接総領事館へお問い合わせ下さい。

Consulate General of Japan, Consular Section

350 S. Grand Ave., Suite 1700

Los Angeles, CA 90071

電話 213 - 617 - 6700

ホームページアドレス www.la.us.emb-japan.go.jp

＜旅券（パスポート）の発給について＞

1 注意事項

- ・ 旅券の切り替えは、有効期限の1年前から可能です。
(非IC旅券からIC旅券への切り替えは、有効期間が1年以上あっても可能です。)
- ・ 本人が20歳未満の場合、
 - ① 親権者の署名が必要です。
 - ② 有効期限5年の旅券のみ発給可能です。
- ・ 6月15日（土）の受付の際は、代理申請が可能です。
 - ① 本人が6歳以上20歳未満の場合：「本人のサイン」が必要です。
 - ② 本人が20歳以上の場合：「本人のサイン」及び「本人による代理申請欄への記入」が必要です。
- ・ 6月29日（土）のお渡しの際は、本人にのみお渡し可能です。必ず本人がお越し下さい。

2 必要書類（6月15日の受付の際に提出して下さい。）

①申請書：1通

- ・ 当日会場にあります。（郵送による事前の取り寄せも可能です。）
- ・ 「日本国内の緊急連絡先の住所（番地まで）、電話番号、氏名」を書けるように準備願います。
- ・ なお、ダウンロード申請を御利用の方はこちら（申請書は拡大、縮小印刷はしないで下さい。）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page3_001509.html

②写真：1枚（旅券紛失の場合は2枚）

- － 6ヶ月以内に撮影したもの
- － 頭頂部からあごまでの顔の長さが3.4cm±0.2cmのもの
- － 外枠のサイズが縦4.5cm以上、横3.5cm以上のもの（写真は切らずにお持ち下さい。）
- － 無背景のもの
- － スクールピクチャーは不可
- － 自宅で印刷した写真は粒子が粗い等の理由で受け付けられない場合があります。

③現在所持している旅券（パスポート）

- ・ 有効期限が切れていても必ずお持ちください。
- ・ 旅券は、受付からお渡しまでの間お預かりします。

④戸籍謄（抄）本（6ヶ月以内に発行されたもの）：1通

・ 旅券の有効期限が切れる前で、記載事項（氏名や本籍地）に変更がない場合は、戸籍謄（抄）本は不要です。

・ ただし、

- ・ 本籍を番地までお調べの上お越し下さい。（申請書に本籍地記載欄があります）
- ・ 特殊な事情（下記参照）がある場合には戸籍謄（抄）本が必要です。

<特殊な事情とは>

例えば、

- ・ 旅券を紛失している場合
 - ・ 新たに外国式の名前の表記（非へボン式氏名表記、別名併記）を希望する場合
 - ・ 本人が20歳未満の場合で両親が離婚しており親権者の確認が必要である場合
- などが該当します。詳細は総領事館までお問い合わせください。

⑤住所確認書類

- ・ 米国における住所を確認できるもの（ドライバースライセン（運転免許証）、本人宛郵便物等）

⑥米国滞在資格確認書類：原本及びコピー1部

- ・ グリーンカード（米国永住権）、ビザ（米国査証）、Form I-20（米国入学許可証）等
- ・ 重国籍者の方は、外国旅券または英文出生証明書。

（注）日本で出生しているが、父母いずれかが、米国籍者のため、二重国籍になっている方は、Birth Abroad 又は Certificate of Citizenship をご持参下さい。

3 手数料（6月29日の受取の際にお支払い下さい。）

旅券（パスポート）：有効期限 10 年（20 歳以上）	145.00 ドル
旅券（パスポート）：有効期限 5 年（12 歳以上）	100.00 ドル
旅券（パスポート）：有効期限 5 年（12 歳未満）	55.00 ドル
記載事項変更旅券（* 変更前の旅券と有効期間満了日が同じ。）	55.00 ドル

* 記載事項変更旅券についての詳細は総領事館までお問い合わせください。

※お支払い方法は、受付（6月15日）の際にご説明いたします。

※2019年4月1日から各種手数料が変更になりましたので、ご注意ください。

2019年度手数料：<https://www.la.us.emb-japan.go.jp/files/000456140.pdf>

<各種証明の発行について>

1 注意事項

・届出（婚姻届、出生届等）は取り扱いませんので、ご注意下さい。

・必ず事前に当館まで電話でお問い合わせ下さい。

領事出張サービスにおいては取り扱わない証明があり、また、証明の種類によって必要書類が異なるため、①必要な証明が領事出張サービスにおいて取り扱われるのかどうか、②証明の発行に必要な書類は何か、について、必ず事前に当館まで電話でお問い合わせ下さい。

2 必要書類（6月15日の受付の際に提出して下さい。）

・各種証明の発行に共通に必要な書類は以下の通りです。

①申請書：1通

②有効な日本旅券 *注) 旅券所持証明を申請される方は、日本旅券原本以外に、旅券の写真頁と査証頁を原寸大で隅が欠けないよう鮮明に取った白黒コピーも必ずご持参下さい。

③米国滞在資格確認書類

- ・グリーンカード（米国永住権）、ビザ（米国査証）、Form I-20（米国入学許可証）等
- ・重国籍者の方は、外国旅券または英文出生証明書。

****在留証明書の提出理由及び提出先の記入が必要になりますので、必ず事前にご確認下さい。**

3 手数料（6月29日の受取の際にお支払い下さい。）

・証明の種類によって手数料は異なるため、受付の際に手数料をお伝えします。

事前に手数料をお知りになりたい場合には、当館まで電話でお問い合わせ下さい。

・一般的な証明の手数は以下の通りです。

在留証明、 出生証明、 婚姻証明、 離婚証明、 死亡証明	：	1通につき	11.00 ドル
署名証明	：	1通につき	15.00 ドル
旅券所持証明	：	1通につき	19.00 ドル

※お支払い方法は、受付（6月15日）の際にご説明いたします。

※2019年4月1日から各種手数料が変更になりましたので、ご注意下さい。

2019年度手数料：<https://www.la.us.emb-japan.go.jp/files/000456140.pdf>